

# 令和4年度 第7回 正副会長会

日時：令和4年10月12日（水）  
午後4時00分～5時00分  
会場：板橋法人会館3階会議室

出席	平野、浦田、 森田、長谷川、 吉川、坂口
----	----------------------------

## 次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

### I. 会長挨拶

### II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
  - (1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料2】
  - (2) 令和5年度予算編成方針の検討【資料3】
  - (3) 正副会長会及び常任理事会の運営について（改正案）の制定【資料4】
  - (4) 12月15日（木）情報交換会（忘年会）の開催の可否について【資料5】
  - (5) 正副会長会等審議予定について【資料6】
  - (6) 理事会の次第について【資料7】
  - (7) 公式ホームページ運用管理要綱の制定について【資料8】
3. 所管事項報告  
委員会・部会関連の報告
  - (1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について【資料9】
  - (2) 総務委員会事業【資料10】
  - (3) 事業研修・税制委員会事業【資料11】
  - (4) 厚生委員会事業【資料12】
  - (5) 組織・広報委員会事業【資料13】
  - (6) 社会貢献委員会事業【資料14】
4. 報告事項
  - (1) 9月26日（月）理事会・意見交換会に関する意見について【資料7】
  - (2) 全法連助成金制度に関する実地調査の実施結果について【資料15】
  - (3) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料16】
  - (4) 納税表彰式への参加について【資料17】
5. 連絡事項
  - (1) 税務署からの要望事項について  
⇨12月15日（木）理事会でキャッシュレス納付についてをお願いを行いたい。（30分程度）  
パワーポイントの使用を希望、不可の場合はチラシ配付。

### III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	11月10日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
常任理事会	11月17日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	12月8日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
理事会	12月15日（木）17:00～18:00	未定（仮予約中：王華）
情報交換会 （忘年会）	12月15日（木）18:00～	未定（仮予約中：王華）

## 令和4年度 第6回 正副会長会 審議結果概要

【令和4年9月8日（木）・平野、浦田、森田、吉川、坂口】

### 1. 審議事項等

- (1) 集金業務の停止について【資料2】  
※資料に基づき説明し全員一致で承認されました。
- (2) 9月26日意見交換会の開催について  
※開催について審議し行動制限が発令されていないため予定通り開催が承認されました。
- (3) 正副会長会等審議予定について【資料3】  
※特に予定の変更はありませんでした。
- (4) その他  
※特にありませんでした。

### 2. 所管事項報告

※各委員会から発表がありました。厚生委員会より板橋区商品券購入に際して会の補助によるプレミアム商品券を販売して会員の厚生メニューとしたい旨発表があり詳細を検討することになりました。

### 3. 報告事項

- (1) 板橋区賀詞交換会への役員名簿の掲載について【資料4】  
※役員全員に確認した結果を報告、一部掲載を辞退する方がいらっしゃいましたのでその方々に関しては連絡先を記載しない旨区に伝えました。
- (2) 税務6団体会税務署新人研修、6団体長会、懇親会(9/5)報告  
※久しぶりの開催となり盛会に終わった旨報告いたしました。
- (3) 8月末会員の状況（東法連報告数値）について【資料7】  
※7月末比較増加11、減少6で4、207社となった旨報告しました。

### 4. 連絡事項

- (1) 東法連主催「税を考える週間」協賛講演会について【資料6】  
※会長、坂口副会長共にほかの行事と重なっており出席不可のため事業研修・税制委員会副委員長奥積副委員長に出席依頼することになりました。  
(後日ご了解いただきました。)

### 5. 事務局報告

- (1) 第五ブロックのインボイス講習会。下赤塚地域センターとリモートのハイブリッドで8月29日に実施されました。計50名の参加でした。  
※上記の報告をいたしました。

以上

## 公益社団法人板橋法人会 令和5年度事業の基本方針及び主要事業計画の検討

令和4年度 事業計画	令和5年度 事業計画（案の作成と検討）
<p><b>I 基本方針</b></p> <p>板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。</p> <p>そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。</p> <p>また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。</p>	<p><b>I 基本方針</b></p> <p>板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。</p> <p>コロナ禍も収束を迎え（つつあり）前年度以上の活動が期待できる令和5年度に関しては従来通り法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を推進してまいります。</p> <p>さらに、組織基盤を強化するための会員増強、公益法人としての運営の更なる透明性の充実を図っていきます。</p> <p>コロナ禍のために活動のほとんどに制限がかかっていた令和2年、3年度に比べ昨年度はコロナの感染に十分な注意を払いながら少しずつ活動を再開することが出来ました。令和5年度に関しましては当然感染への対策は取りながらも制限解除を前提にコロナ前の活動規模を取り戻し翌年度以降の更なるステップアップへ繋げる年度と位置付けコロナの経験を活かした活動を進めてまいります。</p> <p><b>（以下は本年度制定時のガイドラインです）</b></p> <p><b>I 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針及び主要事業計画等は、公益社団法人板橋法人会の当該年度における活動を、会員はもとより広く社会に示すものであり、正に法人会運営の要と言えます。その策定は、法人会における重要事項であり、この策定こそが、正副会長会の役割だと思います。</li> <li>○この基本方針及び主要事業計画等は、理事会の承認を得たうえで、総会で報告することで、全ての会員にお約束することになります。また、公益社団法人として認定法の規定に基づき、行政庁である東京都に報告するとともに、公の団体として一般にも公表することが義務付けられています。</li> <li>○基本方針及び主要事業計画等については、従来は事務局で素案を作り、特に議論することもなく決まっていたようですが、前述のとおり正副会長会の役割として、これを策定する必要があります。</li> <li>○策定にあたっての、留意事項は下記のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※法人会は、東法連、全法連との重層構造により活動の統一性と充実を図っており、これを踏まえる必要があります。</li> <li>※平成4年9月、全国の法人会が「社団法人」として法人格を取得する際に、法人会のさらなる発展を目指し、全法連において基本的指針を取りまとめています。</li> </ul> </li> </ul>

※その後、新公益法人制度のもと、全ての法人会が新しい公益法人等に移行したことに伴い、全法連において、平成27年3月に新たな「理念」を制定し、税のオピニオンリーダーとして、公益性の高い事業活動を一層推進するとしています。

○これを踏まえ、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を基本方針として示します。

○具体的には、どのような考え方や方向性で法人会の「理念」を実現するかを基本方針で明確にします。

**【法人会の理念】**  
法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

## II 主要施策

### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。

税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。

また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実に努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax及びeLTAXの一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。

### 2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに Web 配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

## II 主要施策

### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とする税に関する知識普及ならびに納税意識向上につながる事業の展開を図る。

税に関する説明会・講習会についてはテーマもタイムリーなものを選んで実施する。

引き続き将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動を実施する。税を考える週間に合わせて関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」に関しては板橋区からの応募が減少している実態を鑑み区民特別賞等を設定するなどして区民からの応募の増加を図る。

e-Tax及びeLTAXについては更なる利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。

### 2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員のみならず一般の企業をも対象とする研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、会館会議室を使用する小規模なものから、文化会館・グリーンホールを使用しての中規模・大規模なもの、さらに Web 配信を導入するなど、講師・対象者も多様化して様々なニーズに応えられるものを企画する。

従来通り、板橋区及びほかの団体とも連携して、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。



### 3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

### 6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法

### 3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域の発展や地域住民に貢献することは公益社団法人として必須事項であり、これまで以上の活動が求められています。中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、引き続き団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、感染対策を十分にとったうえで安全な開催に努める。

また、板橋区と連携して実施している子育て支援事業に加え、対象を子育て世代以外も広げて実施する。

さらに、地域の活性化のため、法人会全体として板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動にも取り組む。

社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

人と人とのつながりを作り、深めていくためにコロナ禍で培ってきた感染防止対策を十分に踏まえようで様々な交流の場を設定する。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場を積極的に提供していく。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。また、会員への案内についても更に分かりやすい形で周知していく。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業については一昨年・昨年に実施したキャンペーンでの活動を継続し受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの労働保険事務代行サービスなどを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

### 6 その他、目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、積極的な加入勧奨策を推進する。

人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

(以下は昨年度制定時のガイドラインです。Ⅲについては本年度の総会議案書の文面を記載しておきます。)

## Ⅱ 主要事業計画（主要施策、重点施策）

○基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理しその手段などを具体的に記載します。

○主要事業計画についても、従来は事務局で素案を作り、特に議論することもなく決まっていたようですが、前述のとおり正副会長会の役割として、主要事業計画を策定する必要があります。

○正副会長会で策定した、基本方針及び主要事業計画と別途策定する「予算編成方針」を各委員会に提示し、各委員会では、正副会長会で示された考え方や方向性に沿って、具体的な事業を検討することになります。

○主要事業計画の体系については、次の二通りが考えられます。

**例一1** 【公益認定された事業をベースに施策体系とする例】  
※なお、表題は「主要施策」が妥当かと思えます

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策  
※施策の考え方や方向性を具体的に記載します。
- 2 地域企業の健全な発展に資する施策
- 3 地域社会への貢献を目的とする施策
- 4 会員の交流に資するための施策
- 5 会員の福利厚生等に資する施策
- 6 その他目的を達成するために必要な施策

**例一2** 【重点的に進める施策を施策体系とする例】  
※なお、表題は「重点施策」が妥当かと思えます  
※この場合、何を重点にするのかの検討も必要となります。

- 1 公益事業活動の推進  
※施策の考え方や方向性を具体的に記載します。
- 2 社会貢献活動の推進
- 3 組織の充実・強化
- 4 広報活動の推進
- 5 福利厚生事業の充実
- 6 体制の整備

### Ⅲ 主要事業実施計画

#### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

##### (1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④ブロック別税務座談会
- ⑤税の知っ得塾
- ⑥租税教室
- ⑦支部研修会

##### (2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報誌等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

##### (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

#### 2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続き支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) 板橋産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

#### 3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会
- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

#### 4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会

### Ⅲ 主要事業実施計画

上記Ⅱの設定後策定いたします。

（以下は今年度策定時のガイドラインです。）

### Ⅲ 主要事業実施計画

○正副会長会において策定した、基本方針及び主要事業計画、並びに予算編成方針に基づき、各委員会において、具体的な事業を検討します。

○各委員会において検討した事業について、体系的に整理して記載します。

※従来は、事業名のみ記載でしたが、所管の委員会を明記してはどうでしょうか。

【体系（定款第4条で示した事業）】

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
- 2 地域企業の健全な発展に資する事業
- 3 地域社会への貢献を目的とする事業
- 4 会員の交流に資するための事業
- 5 会員の福利厚生等に資する事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会
- (5) 新年賀詞交換会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

#### 5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保証制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 簡易生命保険団体保険料払込制度に関わる集金事務
- (9) 労働保険事務代行業務

#### 6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務



## 令和5年度事業の基本方針及び主要施策等の策定行程（案）

今後の日程

No.	実施日	実施項目	実施内容
1	4年 10/12	正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の検討
2	4年 11/10	正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の決定、各委員長と部会長へ提示
3	4年11月 ～5年1月	各委員会	委員会・部会ごとに個別事業計画と予算案の検討、決定
4	5年1月末	事業予算 概要書提出	委員会・部会で検討した事業予算概要書を事務局に提出
5	5年2月 ～3月	正副会長会	事業計画及び予算案の総合調整 事業計画及び予算案の承認
6	5年3月	常任理事会	事業計画及び予算案の承認
7	5年3月	理事会	事業計画及び予算案の承認
8	5年3月	会計事務 説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方の説明
9	5年3月末	東京都への 報告	監督官庁である東京都に事業計画と予算案を提出
10	5年6月	通常総会	事業計画及び予算の報告

<参考>

令和3年度の行程		
実施日・実施項目	実施内容	実施結果概要
10/7 正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の検討	基本方針等の位置づけの確認と策定方法について協議した。 事務局でたたき台を作成し、次週に提示できるよう準備を進める。 次回の正副会長会で内容を検討。
10/21 正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針（事務局案）の検討	事務局で作成した案について審議し、これを現段階での正副会長会の案とした。 何か意見があれば事務局に出す。
11/4 正副会長会	各委員長と部会長に通知する事業予算概要書の提出依頼文の検討	通知を出す前段として、次回の正副会長までに、各委員長は具体的に事業を検討し、どうするのかの方向性を決める。 次回の正副会長会で事業を検討し、あらためて通知を出す。
11/18 正副会長会	令和4年度事業の検討	各委員長から、令和4年度事業の検討状況について報告があり、今後、各委員会ですべて検討し、予算を出す。
3年11月～4年1月 各委員会	委員会・部会ごとに個別事業計画と予算案の検討、決定	
4年1月末 事業予算概要書提出	委員会・部会で検討した事業予算概要書を事務局に提出	
4年2月～3月 正副会長会	事業計画及び予算案の総合調整 事業計画及び予算案の承認	4年3/3 正副会長会 事業予算概要書 了承
4年3/17 常任理事会	事業計画及び予算案の承認	
4年3/18 会計事務説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方の説明	
4年3/28 理事会	事業計画及び予算案の承認	
4年3/31 東京都への報告	監督官庁である東京都に事業計画と予算案を提出	
4年6/10 通常総会	事業計画及び予算の報告	

## 公益社団法人板橋法人会 令和5年度予算編成方針の検討

令和4年度 予算編成方針	令和5年度 予算編成方針（案の作成と検討）
<p style="text-align: center;"><b>令和4年度事業 予算編成方針</b></p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和5年度事業 予算編成方針</b></p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染状況の縮小後の活動再開にあたっては、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p> <p style="color: red;">以下は今年度の設定にあたってのコメントです。  ○予算編成方針は、各委員会において、事業を検討する際の指針となる重要なものであり、その策定は、法人会における重要事項であり、正副会長会の役割だと思います。</p>

○これまで、文書化された予算編成方針が無かったことから、昨年度新たに予算編成方針を策定し、各委員会及び部会等に通知したところです。

○昨年度の予算編成方針については、新たな取組みであり、また、時間的な余裕もなかったことから、事務局で素案を作りましたが、前述のとおり正副会長会の役割として、これを策定する必要があります。

○予算編成方針は、各委員会が、正副会長会から提示された基本方針及び主要事業計画に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針となるものです。

○正副会長会では、基本方針及び主要事業計画と並行して、予算編成方針を策定し、各委員会に提示することになります。

**正副会長会及び常任理事会の運営について（改正案）**

（令和3年6月15日 正副会長会決定）

（令和4年3月3日一部改正）

（令和4年〇月〇日一部改正）

公益社団法人である板橋法人会は、社会経済環境の変化に的確に対応し、会員企業の健全な発展、経営力の向上を目指すとともに、地域に根差した団体として地域の発展、地域住民に貢献することが求められています。

そうした使命を果たすためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があります。時代にあった組織運営を図っていかねばなりません。そのひとつとして、正副会長会などを通じて役員相互が情報を共有し、思いを一つにして様々な課題に取り組んでいく、そうした体制の構築が必須となっています。

については、正副会長会及び常任理事会について、下記のとおりその役割などを明確化し、会議の効率化及び活性化を図ることとします。

**記****1. 正副会長会 〈定款 第8章〉**

（1）目的 法人会の運営に関する重要事項について審議する。

（2）開催時期 原則として、毎月1回（第2木曜日）開催する。

（3）開催時間 原則として、午後4時から開催する。

（4）会議運営 総務担当副会長が司会進行する。  
また、会議時間は1時間以内を目途とする。

**2. 常任理事会 〈定款 第9章〉**

（1）目的 理事会の審議事項の検討、準備に関する事項などを調査審議する。

（2）開催時期 原則として、隔月1回（奇数月の第3木曜日）開催する。

（3）開催時間 原則として、午後4時から開催する。

（4）会議運営 総務担当副会長が司会進行する。  
また、会議時間は1時間以内を目途とする。

（5）その他 正副会長は、常任理事会開催の30分前に集合し、事前打ち合わせを行う。

**付 則**

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

この一部改正は、令和4年〇月〇日から施行する。



## 【現行規定】

## 正副会長会及び常任理事会の運営について

(令和3年6月15日 正副会長会決定)

(令和4年3月3日一部改正)

公益社団法人である板橋法人会は、社会経済環境の変化に的確に対応し、会員企業の健全な発展、経営力の向上を目指すとともに、地域に根差した団体として地域の発展、地域住民に貢献することが求められています。

そうした使命を果たすためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があります。時代にあった組織運営を図っていかねばなりません。そのひとつとして、正副会長会などを通じて役員相互が情報を共有し、思いを一つにして様々な課題に取り組んでいく、そうした体制の構築が必須となっています。

については、正副会長会及び常任理事会について、下記のとおりその役割などを明確化し、会議の効率化及び活性化を図ることとします。

## 記

## 1. 正副会長会 〈定款 第8章〉

- (1) 目的 法人の運営に関する重要事項について審議する。  
※議題を重要事項に絞り込み、委員会報告等は常任理事会等で行うこととする。
- (2) 開催時期 原則として、毎月1回（第2木曜日）開催する。
- (3) 開催時間 原則として、午後4時から開催する。
- (4) 会議運営 総務担当副会長が司会進行する。  
また、会議時間は1時間以内を目途とする。

## 2. 常任理事会 〈定款 第9章〉

- (1) 目的 理事会の審議事項の検討、準備に関する事項などを調査審議する。  
※理事会に付す案件を審議するほか、各委員会の報告やブロック長の報告を行うこととする。
- (2) 開催時期 原則として、隔月1回（奇数月の第3木曜日）開催する。
- (3) 開催時間 原則として、午後4時から開催する。
- (4) 会議運営 総務担当副会長が司会進行する。  
また、会議時間は1時間以内を目途とする。
- (5) その他 正副会長は、常任理事会開催の30分前に集合し、事前打ち合わせを行う。

## 付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

## 令和4年度 情報交換会（忘年会） 実施計画（案）【着席】

1. 開催日時 令和4年12月15日（月）午後6時00分から午後8時00分  
※情報交換会の前に理事会を行います。（午後5時～6時まで）
2. 会 場 未 定  
※前回実施した、レストラン「王華」の会場を仮予約中。  
住所：板橋区高島平1-79-3 トミコシ会館2F  
TEL：3934-4154
3. 開催内容 司会進行 副会長 浦 田 秀 明  
(1) 挨拶 会 長 平 野 慎 治  
(2) 乾 杯 監 事 三 原 寿 太 郎  
(3) 懇 談  
(4) 閉 会 副会長 長谷川 孝 一
4. 会 費 1人 3,000円
5. 板橋税務署出席者（見込） 板橋税務署 副署長  
同 法人課税第1部門統括官  
同 法人課税第1部門上席調査官
6. 対 象 者 会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧問、相談役、参与  
（令和1年度 出席人数：法人会39名、顧問税理士1名、税務署3名）
7. 対象人数 板橋税務署 3名  
正副会長 6名  
常任理事～参与 46名  
顧問税理士 1名  
事務局長 1名  
事務局職員 6名  

---

63名
8. 懇 談 会 着席形式

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

資料6  
令和4年10月12日  
正副会長会資料

No.	開催日		会議名	主な審議案件		
				事業計画・予算・決算関係	法人会運営関係	規則等・その他
1	令和4年4月14日	(木)	第1回 正副会長会		・通常総会運営の検討 ・監査会の準備状況	
2	令和4年5月12日	(木)	第2回 正副会長会	・令和3年度事業報告及び決算の承認	・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
3	令和4年5月16日	(月)	監査会	・事業報告等の監査 ・計算書類等の監査		
4	令和4年5月19日	(木)	第1回 常任理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
5	令和4年5月26日	(木)	第1回 理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
6	令和4年6月9日	(木)	第3回 正副会長会		・総会、全体委員会実施準備	
7	令和4年6月10日	(金)	第10回 通常総会	・3年度事業報告 ・4年度事業計画及び収支予算の報告 ・3年度財務諸表の承認		
8	令和4年6月23日	(木)	全体委員会	・会長による基本方針説明 ・正副委員長による主要施策の説明	・ブロック長による活動等の紹介	
9			ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表（情報提供等）	
10	令和4年7月15日	(金)	第4回 正副会長会			・板橋税務署名刺交換会終了後開催
11	令和4年7月21日	(木)	第2回 常任理事会			
			第2回 理事会		・事務局長の交代について	
12	令和4年8月10日	(水)	第5回 正副会長会			・終了後、正副会長とブロック長による会議を開催
13	令和4年9月8日	(木)	第6回 正副会長会			
14	令和4年9月15日	(木)	第3回 常任理事会			
15	令和4年9月26日	(月)	第3回 理事会			・終了後、意見交換会を開催
16	令和4年10月12日	(水)	第7回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
17	令和4年11月10日	(木)	第8回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
18	令和4年11月17日	(木)	第4回 常任理事会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
19	令和4年12月8日	(木)	第9回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		
20	令和4年12月15日	(木)	第4回 理事会	・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		・終了後、情報交換会を開催
21	令和5年1月12日	(木)	第10回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選について	
22	令和5年1月19日	(木)	第5回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
23	令和5年2月9日	(木)	第11回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選について	
24	令和5年3月9日	(木)	第12回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選の進め方について ・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	
25	令和5年3月16日	(木)	第6回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認 ・【報告】役員改選の進め方について	
26	令和5年3月中旬		ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表（情報提供等）	
27	令和5年3月中旬		会計事務説明会	・支部決算報告についての説明 ・支部次年度予算についての説明		
28	令和5年3月下旬		第5回 理事会	・次年度事業計画及び収支予算の承認	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	

## 2022年9月26日 理事会・意見交換会についての意見

## 理事会について

- ①質疑応答の時間を別途設けて欲しい。進行が速すぎて発言し損ねてしまった。  
⇒（進行について事前に打ち合わせを設けて対応したく考えます。）
- ②支部長だけの会議を開催して欲しい。理事会の場では支部運営の相談等なかなかできず支部で抱えている問題を同様の立場である支部長同士で相談する場を作ってほしい。正副会長同席であると言にくいこともある。  
⇒（正副会長会で検討お願いします。）
- ③支部長の意見をまとめたものを発表できる場を会議内に取り上げて欲しい。発言しにくいので。  
⇒（ご検討お願いします。）
- ④保険受託会社3社の名刺交換のタイミングを考えたほうがよい。理事会終了後、意見交換会までの間に行うべきではなかったのか。  
⇒（4名を遅くまで引き留めておくこと、密にならないようにするために先に名刺交換、退席としてもらいましたが確かに説明不足であり今後は同様のケースには指摘の順番になるように対応したく思います。）
- ⑤審議事項と報告事項の順番を逆にすることはできないのか。報告もなく、いきなり審議といわれても、何も言うことができない。  
⇒（審議事項と報告事項の内容は同一でなく特に重要度の高い者を審議としておりますが、順番については改善の必要はあるかと思えます。）
- ⑥各委員会報告やブロック報告を聞いた後に審議ではないのでしょうか。  
⇒（上記指摘と同一内容ですが、検討案件としていただきたく。）
- ⑦委員会報告の後及び理事会の終了前のその他の時に最後に何か気になること、質問はあるかなど、もう少し時間を設けて欲しい。  
⇒（事前に進行打合せを実施して対応したく考えます。）

## 意見交換会について

- ①会員から税務署の方々への席へはなかなか行きにくかった。税務署の方から来てほしかった。  
⇒（後半では署長以下皆さんに回してもらいましたがご意見をいただいた方は先に帰ってしまわれていました。）
- ②意見交換会のアナウンスが遅すぎて既にほかの予定を入れてしまっており参加できなかった。もっと早く、せめて1ヶ月前までに案内をください。  
⇒（今回はぎりぎりまで開催を迷っていたため案内が遅くなりました。今後は1ヶ月前には案内をするようにします。）
- ③最初の10分間の黙食は、なぜ必要だったのか。  
⇒（税務6団体の翌日に感染者が発覚したこともあり、その際に他人の席に座ったり、マスクをせず、開けっ放しの弁当への飛散があったであろう状況を反省して設定しましたが、説明不足であったかと思えます。）
- ④お酌は禁止とアナウンスがあったが、会長自らお酌で回っていた。  
⇒（今後はアナウンスの方法を考えます。）
- ⑤理事会と同じレイアウトではなく、口の字や円卓のようなレイアウトにしたほうがよい。  
⇒（レイアウトによってはアクリル板の設置が必要になるため今回は設営を変えない形にしましたが次回以降感染状況によっては従前の形に戻したく考えております。）

### <その他>

前回の常任理事会において、委員会報告を事務局長が行っていた。本来であれば委員長若しくは副委員長がやるべきではないか。報告者が変わったのであれば、その経緯と理由を報告して欲しい。

⇒（従来の役割分担がそうであったと聞いていましたので常任理事会では事務局長が報告しましたが、指摘の通りに変更してよいか協議をお願いします。）



日時：令和4年9月26日（月）  
午後4時00分～5時00分  
会場：板橋法人会館3階会議室

## 次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

## 第1部 理事会

午後4時00分～5時00分

## I. 開会挨拶

- ・会長 平野 慎治
- ・副署長 水野 雅史

## II. 定足数の確認

## III. 議事録署名人

- ・監事 三原 寿太郎

## IV. 受託会社挨拶

## V. 議 題

## 1. 審議事項

各委員会から事案あれば説明いただく

## 2. 各委員会報告

- (1) 総務委員会所管事業【資料1】
- (2) 事業研修・税制委員会所管事業【資料2】
- (3) 厚生委員会所管事業【資料3】
- (4) 組織・広報委員会所管事業【資料4】
- (5) 社会貢献委員会所管事業【資料5】

## 3. 各ブロック報告

## 4. 報告事項

- (1) 広報誌の発行に関する要綱の制定について【資料6】
- (2) 全法連アンケート調査システム令和4年度推進策について【資料7】
- (3) 集金業務の停止について【資料8】
- (4) 9月26日（月）意見交換会の開催について【資料9】
- (5) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料10】
- (6) 事務局人事案件について

## 5. 連絡事項

- (1) 税務署よりインボイス制度説明会（税務署4階で開催）への参加依頼およびブロック・支部活動の際に出張説明（講師派遣）の申出がありました。
- (2) 全法連提供の「令和4年度ポスター連動型15秒動画」（①「税の提言」編、②「税の知識を経営の力へ」編、③「経営者の仲間づくり」編、の3種類）を板橋法人会ホームページに掲載いたしました。
- (3) 法人会館で支部事業を行う際に出るゴミの処理について  
⇒ゴミ処理費用を含めて事業見積もりを作成してください。

## 6. その他

出	平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口、 荒木、武居、姫野、瓜生、須藤、山上、 吉田、奥積、高津、船橋
	平澤、三原、関根、 萩原、松島、浅川、大野、篠、高橋、 品川、榊原、鈴木、江口、内田、 篠口、伊藤、金子、坂口、長濱、白飯
席	※ □印はオンラインでの参加 --は欠席

VI. 閉 会

第2部 意見交換会

午後5時30分～

意見交換会 次第

司 会 事務局長 甲 斐 正 弘

1. 挨 拶 会 長 平 野 慎 治  
署 長 紙 屋 正 文 様
2. 乾 杯 副 署 長 水 野 雅 史 様
3. 歡 談
4. 閉 会 副 会 長 浦 田 秀 明

## 公益社団法人板橋法人会 公式ホームページ運用管理要綱の制定について

板橋法人会は、公益法人として会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象に、税知識の普及と納税意識の向上に資する情報をはじめ、公益性の高い情報を周知するために組織・広報委員会所管事業として公式ホームページを運用しています。

その、公式ホームページの運用に関して、現状では要綱が制定されておらず、8月10日開催の第5回正副会長会において、公式ホームページの運用等について要綱案を作成するよう意見が出されました。

それを受け、10月5日開催の第2回組織・広報委員会において要綱案（別紙【資料1-2】）を作成しました。

今後も、適切に運用および管理ができるよう、現況の過程等を書面に起こし、誰もが共通認識を持てるようにするために新たに要綱を制定します。

### 記

#### 1. 制定する要綱

（1）公益社団法人板橋法人会 公式ホームページ運用管理要綱【新規制定】

#### 2. 制定理由

現況の過程等を書面に起こし、誰もが共通認識を持てるようにするため。

#### 3. 要綱の概要

公式ホームページの運用に関し必要な事項を定める。

#### 4. 要綱案

別紙【資料8-2】

**公益社団法人板橋法人会 公式ホームページ運用管理要綱（案）**

（令和 4 年●月●日正副会長会決定）

**（目的）**

第 1 条 この要綱は、公益社団法人板橋法人会（以下「法人会」という。）が運営する公益社団法人板橋法人会公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）の適正な運営管理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

**（用語の定義）**

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

**（1）コンテンツ**

公式ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、  
図画、写真、音声、動画等の総称をいう。

**（2）リンク**

公式ホームページから他の団体等のホームページに接続できることをいう。

**（3）バナー広告**

公式ホームページ内に表示される広告画像をクリックすることによって、  
広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

**（適用範囲）**

第 3 条 当要綱において、公式ホームページとは、www.itabashi-houjinkai.or.jp  
ドメイン以下の全てのホームページをいう。

**（所管）**

第 4 条 公式ホームページの運営に関する事項は、組織・広報委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

**（管理責任者）**

第 5 条 公式ホームページを活用し、法人会の情報を積極的に発信するため、  
管理責任者を設置する。

2 管理責任者は、会長とする。

3 管理責任者は、関係者に対し指導及び助言を行うものとする。

**（総括管理者）**

第 6 条 公式ホームページを総括的に管理するため、公式ホームページ総括管理者  
（以下「総括管理者」という。）を置く。

2 総括管理者は、組織・広報委員長とする。

3 総括管理者は、公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るとともに、  
安全性を確保するため、委員会において意見を集約しなければならない。

4 総括管理者は、委員会において審議した内容について、正副会長会において  
報告し、必要に応じて承認を受けなければならない。

(運用管理者)

第 7 条 公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、公式ホームページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、事務局長とする。
- 3 運用管理者の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 公式ホームページ全体の運用管理に関すること。
  - (2) 公式ホームページの運用管理システムに関すること。
  - (3) コンテンツ相互の調整に関すること。
  - (4) コンテンツの作成に関する指導及び助言に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公式ホームページの運用に関すること。

(発信管理者)

第 8 条 公式ホームページの充実を図るとともに、掲載するコンテンツを適正に作成し、管理するため、事務局に当該コンテンツに係る事務を所管する発信管理者を置く。

- 2 発信管理者は、事務局職員の中から運用管理者が任命する。
- 3 発信管理者の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) コンテンツの作成、修正及び削除の決定に関すること。
  - (2) 運用管理者との連絡調整に関すること。

(コンテンツの作成等)

第 9 条 事務局職員は、発信管理者の指示に従い、所管する事務事業に関するコンテンツの作成、修正及び削除に関する事務を行う。

- 2 事務局職員は、公式ホームページに掲載するコンテンツを新たに作成し、修正し、又は削除しようとするときは、適用される法人会 事務処理規程等の規定に基づき、事務局事案処理票による決裁を受けなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産を守るなど緊急かつやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、コンテンツの作成等を行ったときは、事務局職員は、速やかに発信管理者に報告しなければならない。

(コンテンツの公開等)

第 10 条 事務局職員が、新たに作成し、若しくは修正したコンテンツを公式ホームページで公開するとき、又は公開中のコンテンツを削除するときは、あらかじめ発信管理者の承認を受けなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産を守るなど緊急かつやむを得ない理由があって、発信管理者の不在等により承認を受けることができないときは、運用管理者の承認を受けることにより公開することができる。

- 2 前項ただし書の規定によりコンテンツの公開等を行ったときは、事務局職員は、速やかに発信管理者に報告しなければならない。
- 3 発信管理者は、第 1 項の規定によりコンテンツを新たに公開したときは、運用管理者に報告しなければならない。
- 4 総括管理者は、第 1 項の規定により公開したコンテンツを修正又は削除したときは、正副会長会において報告しなければならない。



(コンテンツの管理等)

- 第11条 運用管理者は、前条第1項の規定により公開されたコンテンツが、第13条から第15条までの規定に反するなど不適切なものと認めるときは、発信管理者に当該コンテンツの修正又は削除を求めることができる。
- 2 前項の規定によりコンテンツの修正又は削除を求めたにも関わらず発信管理者が修正又は削除を行わないときは、運用管理者は自ら当該コンテンツの修正又は削除を行うことができる。

(問い合わせ先の明記)

- 第12条 公式ホームページにコンテンツを公開するときは、原則として問い合わせ先を事務局とし、問い合わせ先を明記しなければならない。

(掲載情報等)

- 第13条 公式ホームページに掲載することのできる情報の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業に関すること
- (2) 地域企業の健全な発展に資する事業に関すること
- (3) 地域社会への貢献を目的とする事業に関すること
- (4) 会員の交流に資するための事業に関すること
- (5) 会員の福利厚生等に資する事業に関すること
- (6) 収益事業に関すること
- (7) その他、法人会が必要と認めること
- 2 発信管理者は、次に掲げる情報を公式ホームページに掲載するよう努めなければならない。
- (1) 会員サービスに関する情報
- (2) イベントに関する情報
- (3) 参加者等の募集に関する情報
- (4) 会員の閲覧に供するために作成された各種書類、パンフレット、広報誌等の情報
- (5) 会員に公開した審議会等に関する情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか会員に有益な情報
- 3 発信管理者及び事務局職員は、所管するコンテンツを定期的に見直し、最新の情報を正確かつわかりやすく提供するよう努めなければならない。

(掲載情報の制限等)

- 第14条 前条の規定にかかわらず次に掲げる情報は、公式ホームページに掲載してはならない。
- (1) 政治活動又は宗教活動に関する情報
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する情報又はそのおそれのある情報
- (3) 営利を目的とする情報(公営事業、観光事業、バナー広告等で運用管理者が掲載することが妥当であると認めた情報を除く。)
- (4) 著作権等を有する情報を活用する場合であって、事前に権利者の了解を得ていない情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が公益上不適切と認める情報

(個人情報掲載制限)

第15条 第13条の規定にかかわらず、個人に関する情報の掲載については、法人会 個人情報取扱規程を遵守し、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 会員等の個人情報の掲載については、必要最小限に留め、あらかじめ本人、保護者等が同意した場合に限ること。
- (2) 会員等の個人を識別できる写真又は映像の掲載については、あらかじめ本人、保護者等の同意を得た上で、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合に限ること。

(運用管理システムの管理)

第16条 運用管理者は、発信管理者に対し公式ホームページの運用管理システムを利用するためのパスワード及びユーザーID(以下「パスワード等」という。)を通知するものとする。

- 2 発信管理者は、事務局職員にパスワード等を使用させ、公式ホームページのコンテンツの作成等を行わせるものとする。
- 3 発信管理者及び事務局職員は、パスワード等を他人に開示し、又は使用させてはならない。
- 4 発信管理者又は事務局職員がコンテンツの作成等を行うため、公式ホームページの運用管理システムに接続するときは、運用管理者が認めた機器以外の機器を使用してはならない。

(リンクの設定等)

第17条 公式ホームページにリンクを設定できるホームページは、公共機関又はその関連団体等の公共性の高い団体等が開設するホームページとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公式ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運用管理者がリンク先として不適当であると認めるもの

- 2 運用管理者は、リンクを設定した後に当該ホームページの内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、リンクを解除することができる。

(バナー広告の掲載)

第18条 公式ホームページにバナー広告を掲載できる団体等は、公共機関又はその関連団体等の公共性の高い団体等とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公式ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運用管理者がバナー広告として不適当であると認めるもの

- 2 運用管理者は、バナー広告を設定した後に当該ホームページの内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告を削除することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、公式ホームページの適正な運営管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。ただし、総括管理者は、委員会での審議結果について、正副会長会において報告し、必要に応じて承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から適用する。

2022.10.12 会議資料8

## 前回の正副会長会以降開催された委員会等について

## ■9月21日（水）

事業研修・税制委員会による、高卒採用のノウハウ説明のジンジブ常務森氏の講演については、講師が変更となり、同社 HR コンサルティング事業部部長の近藤海里氏に変更となり開催されました。今年度入社の高卒社員も同席され、様々な質問にも答えていただきました。

## ■9月28日（水）

東法連青年部会の第4ブロックゴルフコンペが開催されました。

## ■9月30日（金）

16時から組織・広報委員会の正副委員長の打ち合わせを実施しました。

## ■10月4日（火）

事業研修・税制委員会の正副委員長打ち合わせと、青年部会の定例会が開催されました。

## ■10月5日（水）

組織・広報委員会が開催されました。

## ■10月11日（火）

第三支部の税の知っ得塾が、法人会館3階会議室で開催されました。

## ■総務委員会は二回目委員会を10月中に実施予定です。

以上

令和4年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項
- 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項
- 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項
- 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項
- 事務局に関する事項
- 予算及び決算に関する事項

- 会費、積立金等に関する事項
- 予算の支出認証に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 支部会計に関する事項
- 他に属さない事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催 (毎月・第2木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:7回 開催日:4/14・5/12・6/9・7/15・8/1・9/8 ・10/12
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催 (奇数月・第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事	開催数:3回 開催日:5/19・7/21・9/15
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月26日(木)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事、理事、 監事	
	3-2		第2回 ・業務執行状況報告		7月21日(木)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-3		第3回 ・業務執行状況報告		9月26日(月)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		12月15日(木)	未定		
	3-5		第5回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		未定(5年3月)	板橋法人会館 3階会議室		
	4	ブロック長会議	支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図る	法人	年度内2回	板橋法人会館 3階会議室	会長、総務担当副会長、 ブロック長及び支部長	
	5	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告終了後、懇親会を開催	法人	5年2月・予定	未定	顧問、相談役、会長、副会長 会費5,000円	令和5年度は改選期のため実施する
	6	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の監査	法人	5月16日(月)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、 会長、顧問税理士	
	7-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月10日(金) 16:00~17:30	板橋区立 グリーンホール 1階ホール	正会員、来賓	参加者131名(会員111、来賓13、他7) 委任状1,915名
	7-2		懇親会【通常総会終了後】		6月10日(金) 18:00~19:30 【中止】	板橋区立 グリーンホール 2階ホール	会員、来賓300名 会費5,000円	
	8	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会は中止	法人	6月23日(木)	板橋区立文化会館 大会議室	会長、副会長、 常任理事、監事、全委員	例年、隔年(改選期)に開催していたが、今年度から毎年開催する 当日出席48名
	9-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、 副委員長、 委員	第1回・6月2日(木)16:00~17:00 第2回・10月(予定)
	9-2		事業研修・税制委員会		適宜開催			第1回・7月12日(火)16:00~17:00 第2回・9月1日(木)16:00~17:00 第3回・11月2日(水)16:00~17:00(予定)
	9-3		厚生委員会		適宜開催			第1回・8月25日(木)16:00~17:00
	9-4		組織・広報委員会		適宜開催			第1回・7月13日(水)16:00~17:00 第2回・10月5日(水)16:00~17:00
	9-5		社会貢献委員会		適宜開催			第1回・7月14日(木)16:00~17:00(中止) 第1回・8月9日(火)15:00~16:00
	10	会計事務説明会	支部決算報告の手順と 次年度支部予算書の書き方を説明	法人	5年3月・予定	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 会計責任者	
11	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年会)を開催	共益	12月15日(木)	未定	理事会出席者 会費(案)3,000円		
12	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、並びに旧交をあたためるため開催	共益	5年1月16日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	各支部出席人数未定 会費未定		
渉外事業	13	板橋税務署との意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意見交換会	共益	9月26日(月) 理事会終了後	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧問、相談役、参与、税務署幹部職員	出席者30名 (税務署3名、法人会役員22名、事務局5名)
	14	税務関係六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和4年 4/15(中止)・6/16・9/5 ・10/17・12/5(予定) 令和5年 1/12(予定)
	15	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	8月5日(金) 【中止】	板橋区立 グリーンホール 1階ホール	税務署幹部職員 税務関係六団体長	
	16	第4ブロック合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び交流会を開催	法人	11月8日(火)	ハイアットリージェンシー東京	会長	幹事・新宿法人会(令和2年度から継続)
公益事業	17-1	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要望活動	公1	未定(11月~12月)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、 事業研修・税制委員長	
	17-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月13日(木)	千葉県千葉市 幕張メッセ		
	18	ものづくり・商業・サービス業革新補助金無料相談会	国会で可決される令和2年度補正予算の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、本補助制度の申請に必要な情報提供や計画書作成支援に取り組むため、公益財団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会館会議室を使用して中小企業診断士を相談員として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団法人板橋区産業振興公社が負担	公2	5年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	会員、 一般(非会員)	
19	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、中学生の職業体験事業を実施	公3	通年 (学校と調整)	体験受入れ法人	区内中学生		

令和4年度 事業研修・税制委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 中小企業の健全な発展、経営力アップを目的とした講演会、研修会等の企画、実施に関する事項
2. 税制及び税務に関する事項
3. 税制改正及び税務行政に対する要望意見、提言に関する事項
4. その他、研修・税制に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考	
事業 研修 事業	1	簿記講習会	簿記の初歩と経理の基本知識、仕訳など初心者を対象に指導する。また簿記一巡の手続、日常取引の仕訳など経理の実務に関する講習会。						
			①やさしい簿記(Ⅰ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 高島 博司氏	公2	6/2. 9. 16. 23. 30 【全5回】 各回18:30~20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円)	【実施済】 申込者: 会員22名、一般6名 計28名	
			②やさしい簿記(Ⅱ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 鈴木 都子氏	公2	9/8. 15. 22. 29. 10/6. 13 【全6回】 各回18:30~20:30		会員(2,000円)、 一般(3,000円)	【実施中】 申込者: 会員24名、一般7名 計31名	
	2	地域講演会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に講演会を実施する。	公3	検討	区内施設	会員、一般		
	3	夏期研修会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に研修会を開催する。 演題: 「『運』を科学する～運のいい人の行動パターン～」 講師: 脳科学者 中野 信子氏	公2	9/7(水) 15:30~17:00	ホテルメトロポリタン	会員無料、 一般(1,000円)	【実施済】 申込者: 137名(一般0名)	
	4	役員懇談会	法人会役員が一同に会し、懇親と交流を深める。	共益	9/7(水) 17:30~19:30	ホテルメトロポリタン	支部・部会役員	【実施済】 申込者: 102名	
	5	実務セミナー① (経営者向け)	中小企業経営者を対象に企業のさらなる成長・発展に向けた戦略構築及び問題解決に向け、企業の活性化及び円滑に経営を進めるためのセミナーを開催。 ・中小企業の経営戦略セミナー 「間違いだらけの高卒新卒採用ノウハウ」 講師: I(株)ジンジブ HRコンサルティング事業部 部長 近藤 海里氏	公2	9/21(水) 18:00~19:30	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	【実施済】 申込者: 会員12名、一般6名 計18名	
	6	実務セミナー② (従業員、一般向け)	地域住民や会社の従業員向けに個人の知識向上・スキルアップできるセミナーを開催する。年数回実施。						
			①年末調整講習会 講師: 板橋税務署担当官	公2	11/15(火) 15:00~17:00	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	【実施前】 申込者: 会員10名、一般9名 計19名	
			②スキルアップセミナー	公2	検討		会員、一般		
	7	法人税申告書・決算書の書き方講習会	初めて書く方を対象に、法人税申告書・決算書の書き方を指導する講習会。 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 安井 教雄氏	公1	11/2. 10. 17. 24. 12/1. 8. 15 【全7回】 各回18:00~20:00	板橋法人会館 3階会議室	会員(3,000円)、 一般(5,000円)	【実施前】 申込者: 会員6名、一般3名 計9名	
	8	税務、労務、経営、経営支援相談	税務、労務、経営、経営支援、無形(知的)財産※、行政手続支援の相談等についての疑問などの相談窓口の場を提供する。	公2	通年 【事前予約制】	板橋法人会館 4階役員室	会員/ ※一部を除く 一般(5,000円)		
	9	インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」	「正しい税知識の普及活動」「社会貢献活動」「経営支援活動」等の推進に有効なツールとして、インターネットによるセミナー配信サービスを導入。 ※セミナーDVDレンタルサービスもあり	公2	通年	板橋法人会 ホームページからリンク	会員		
	税制 事業	10	税を考える週間協賛事業「税をテーマとした川柳コンクール」	税をテーマとした川柳を募集し、税金への関心を持っていただくことを目的として実施する。	公1	6/1~9/30まで	区内小中学校をはじめ全域	会員、一般	【募集終了】 一般8,552句(内板橋区 195句)・ジュニア1,949句(内板橋区 1,754句) 総計10,503句
11		ブロック別税務座談会	税務署担当官と各ブロック支部会員等との交流及び座談会。 (同時開催/税務講習会) 【計5回】	公1	未定	板橋法人会館 3階会議室	支部会員、 一般		
12		税の知っ得塾	税理士(東京税理士会 板橋支部)を講師として「経営に役立つ税の情報」を得ることのできる研修会を開催する。 併せて、支部会員及び非会員との交流の場として、懇親会を開催する。	公1	12月末までに実施	各支部 近隣施設	支部会員、 一般	第1・2・3・4・6・9・11・12・15支部、 青年部会 10の支部・部会で開催	
13		新設法人説明会	新しく設立した法人に対して、留意すべき税金その他の事項について、税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会・青年部会・女性部会	公1	通年 【年6回】	板橋法人会館 3階会議室	一般 (事前申込制 各回20名)		
14		決算法人説明会	決算を迎える法人に対して、正しい決算と申告のためのチェックポイント、改正税法の活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて、板橋税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会	公1	通年 【年14回】	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般 (事前申込制 各回20名)		



令和4年度 厚生委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 会員の福利厚生事業の企画・実施及び推進に関する事項

2. その他、福利厚生に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益事業	1	厚生講演会	健康福祉の向上を図るための講演会。	公3	年度中	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	※検討中
	2	西武園ゆうえんち 1日レジャー切符引換券	西武園ゆうえんちのお得なチケット (1日レジャー切符引換券)を会員価格で販売 有効期限: ~9月末、~3月末	共益	通年	西武園ゆうえんち	会員 [1社: 半期5枚]	
3	サンシャインシティ サンシャイン水族館 前売りチケット	サンシャイン水族館の前売チケットの販売 (割引補助あり) ~9月末、~3月末	通年		サンシャイン水族館	会員 [1社: 半期5枚]		
4	東京ドームシティ 得10チケット	東京ドームシティの各施設で利用できる得10チ ケットの販売。 一般では販売していないチケットを一冊2,700円 で販売。 有効期限: ~9月末、~3月末	通年		東京ドームシティ	会員 [1社: 半期5枚]		
5	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム	東京ディズニーリゾートの対象施設の割引。コー ポレートプログラム利用券(500円割引補助)の 発行。お得な期間限定キャンペーンや宿泊施設の 割引あり ※チケットはインターネットで購入可能	通年		東京ディズニ ーリゾート	会員 [1社: ひと月5枚、 年間20枚まで]	※10月よりお得な割引キャン ペーン「サンクス・フェスティ バル」を開催。実施期間: 10/11~11/30まで	
6	天然温泉スパディオ 割引券及び割引補助券	板橋の天然温泉スパディオの割引券及び月ごとに 利用可能な割引補助券の発行。	通年		天然温泉スパディオ	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
7	豊島園 庭の湯 割引補助券	豊島園 庭の湯の割引補助券の発行。[平日、土 日祝、特定日(GW・お盆・年末年始)料金あり]	通年		豊島園 庭の湯	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
8	サンリオピューロラン ド パスポート 割引 補助券	サンリオピューロランドのパスポートチケットの 割引補助券の発行。	通年		サンリオピューロラ ンド	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
9	東京サマーランド 1Dayパス 割引補助券	東京サマーランドの1Dayパスの割引補助券の発 行。	春季(4/1~ 6/30)、 夏季(7/1~9/25)		東京サマーランド	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]	【今年度営業終了】	
福利 厚生 事業	10	ローソンチケット 割引補助券及びチケッ トサービス	ローソン・ミニストップ店舗内に設置している 「Loppi」で映画、舞台、コンサート、ス ポーツ観戦、イベントなどの各種チケットを購入 する際に利用できる利用補助券(500円)の発 行。 法人会員制チケットサービス「ローチケbiz +」 会員限定ホームページやメールマガジンにて利用 可能。(要登録) ・チケット購入時のシステム利用料・発券手数料 が無料 ・販売商品提供、チケット割引 ・本、映画鑑賞券、航空券、ツアー優待 ・レンタカーの優待利用等お得な情報あり		通年	ローソン・ ミニストップ店舗	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]	
	11	割引斡旋事業	●藤田観光リゾート 宿泊施設等 ●ホテル椿山荘東京のレストラン・写真室、婚礼 等 ●展覧会等のチケット 特別販売 その他会員割引料金で利用できるイベントチケッ トの特別割引あり。 ●医新クリニックの脳ドック ●高島平中央総合病院の脳、乳腺、骨粗鬆症ドッ ク健診		通年		各施設	会員
	12	一日人間ドック (生活習慣病健診)	全日本労働福祉協会及び愛誠病院・板橋中央総合 病院による1日人間ドック型式の生活習慣病健診 の実施。 ※全日本労働福祉協会の6月の受診者を対象とし た保健指導、オプション検査に新型コロナウイルス 抗体検査あり	通年 ※全日本労働福祉協 会のみ6月及び1月実 施	全日本労働福祉協会 愛誠病院 板橋中央総合病院		会員	
新	13	PET-CTがんドック	総合東京病院のがんを早期発見できるPET検査を 法人会員料金で提供。 西台クリニックによるグランドコース、がん総合 コース、PET-CTコースの割引。早期発見のために 精度の高い検診を提供。会員特別割引で利用でき る。	収益	通年	総合東京病院	会員	
	14	全法連・東法連関連の 斡旋事業 の普及推進	会員の福利厚生事業の一環として実施。 (福利厚生サービス(Audi JAPAN・BMW JAPAN・レ クサス等)、関東自動車共済及び東京都火災共 済)	収益	通年		会員	
新	15	会員向け法律相談	会員向けの法律無料相談。※電話相談は休止。東 法連の弁護士相談を利用する。	共益	通年		会員	
	16	経営者大型保障制度の 普及推進	大同生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。	収益	通年		会員	
	17	経営保全プランの普及 推進	AI(損害保険㈱) 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。		通年		会員	
	18	がん保険制度の普及推 進	アフラック生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一 環として実施。		通年		会員	
	19	貸倒保障制度(取引信 用保険)の普及推進	三井住友海上 会員の福利厚生事業の一環として 実施。		通年		会員	
	20	ゴルフコンペ	支部部会対抗チャリティーゴルフ大会		共益	12/1(木)	武蔵松山カントリー クラブ	支部・部会役員

※その他 ボウリング教室やチャリティーコンサート等のイベント事業を企画検討中。

令和4年度 組織・広報委員会所管事業

I. 職務分掌

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. 組織の拡充強化に関する事項 | 4. 広報宣伝に関する事項      |
| 2. 会員増強に関する事項    | 5. その他、組織・広報に関する事項 |
| 3. 広報紙発行に関する事項   |                    |

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
広報事業	1	広報誌等による 税情報の発信	広報誌「法人いたばし」の製作並びに発送 ・「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う ・夏号は14,000部印刷し、会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。 ・秋号、新春号、春号の3回は5,000部印刷し、会員に発送する。	公益	夏号：7月28日発行 秋号：10月25日発行 新春号：1月24日発行予定 春号：3月23日発行予定	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	・表紙写真の採用者に謝礼（板橋区内共通商品券1万円分）を贈呈する。（過去採用者も対象とする） ・広報誌の発行に関する要綱を整備した。 ・広報誌は、委員会審議後、正副会長会で審議し、承認を得た後、発行をする。
	2		ホームページを運営し、法人会の情報を発信 ・板橋法人会公式ホームページ ・コロナに負けないゾ！リレープロジェクト	公益	通年		会員、一般	・公式ホームページ運用管理要綱(案)を作成した。
	3		SNSによる情報の発信 ・Facebook ・Instagram	公益	通年		会員、一般	・年間を通し、Facebook広告（有料）を実施。（110円/日）
会員増強活動	4	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月10日（金）	板橋区立 グリーンホール	受賞者	・優秀団体賞 3団体 (大同生命保険・AIG・アフラック)
	5	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施 ・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。	共益	通年	各支部	未加入企業	・新型コロナウイルスの感染状況により、実施方法を検討する。
	6		会員（個人）における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	・加入増強報奨金支給規程の周知を徹底し、会員一人ひとりが積極的に加入勧奨ができる体制づくりを図る。
	7		加入勧奨説明会の開催 ・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明	共益	中止		支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	・支部長宛に加入勧奨の方針についての書面を送付。
	8		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布 ・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載	共益	法人いたばし夏号に封入し発送	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	・広報誌夏号に封入し、未加入法人を対象に配付する。 ※6社入会（10/6現在）
	9		新設法人説明会における加入勧奨の実施。	共益	・5月9日（月） ・7月7日（木）中止 ・9月12日（月） ・11月7日（月） ・R5年1月10日（火） ・R5年3月17日（金）	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	・青年部会組織委員の協力による、法人会のPRスピーチを実施。
	10		法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般

令和4年度 社会貢献委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 こどもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。「絵本のまち板橋」として、絵本の魅力を体感してもらいイベントを実施。絵本のキャラクターパネルの提供と、スタンプラリーの参加者へ法人会ノベルティを提供し、法人会PRを行った。	公3	令和4年5月16日から28日まで	中央図書館ホール 常盤台地域センター ホール 他	会員、一般区民	板橋区との共催事業 感染症拡大防止策をとりながら、3つの会場で乳幼児親子を対象として開催した。
	2	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民にPRする。	公3	8月6日(土) 【中止】	荒川河川敷	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染症拡大防止対策)
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月15日(土) ・16日(日)	法人会館前	会員、一般区民	板橋区主催事業
	4	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらつためクラシックの生演奏によるコンサートを開催する。	公3	10月19日(水)	板橋グリーンホール 2階ホール	会員、一般区民	板橋区との共催事業
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 会場展示会とオンライン展示会の開催を予定。 ビジネスセミナーを実施する。  板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会会賞) ※記念品(楯)の提供 七宝焼きの飾り皿 ※受賞賞金50,000円の提供	公3	11月10日(木) ・11日(金)	植村記念加賀スポーツセンター(会場開催) ・ オンライン展示会	会員、一般区民	板橋区主催事業  ビジネスに役立つセミナー等の実施に伴う費用の一部負担 ※60,000円を限度に費用の一部を負担することで「特別協賛」している。 ※実施内容、人選等については実行委員会で検討し決定。
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。「音楽の絵本」11回目の実施。 8月後半から会員向け先行予約を受付開始。	公3	12月3日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区との共催事業 販売状況) 10月6日現在 361枚/587枚 板橋法人会窓口 25枚 板橋区文化会館窓口 279枚 大野屋文具店 28枚 チケットぴあ 29枚
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	板橋Cityマラソンに協賛する。会場にブースを設置し、マラソン参加者へ法人会のPRを行う。	公3	令和5年 3月19日(日)	荒川河川敷	会員、一般	板橋区主催事業
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会PR及び楽曲を提供する。	公3	令和5年3月中 予定	赤塚溜池公園	会員、一般区民	板橋区主催事業
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。 地域社会と密接に関係している中小企業が、社会的責任を果たすため、地域社会で何が求められているのかを考え、貢献活動に取り組む事業。 会員企業の特徴、専門性を活かした事業など多岐にわたる事業を実施する。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	実施支部 実施計画の提出 1件 第4支部 地域おまつりミニコンサート
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	

全法連発第131号  
令和4年9月27日

一般社団法人 東京法人会連合会  
会長 小林栄三 殿

公益財団法人 全国法人会連合会  
専務理事 田中光史



### 助成金制度に関する実地調査の実施結果について

貴県連傘下の小石川・板橋・王子・江東東法人会を対象に、本年実施いたしました標記の実地調査に際しましては、ご多用中のところをご協力いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、調査項目別の実施結果報告書をご送付申し上げますので、当該単位会への内容ご伝達とご指導方をよろしくお願い申し上げます。

全法連 法人会活動支援事業助成金 実地調査報告書

公益社団法人 板橋法人会

調査項目	実施内容	実施結果
総会議案書等との整合性	総会議案書、定期提出書類、移行認定申請書類の記載内容との整合性を確かめる。	特段の問題、指摘事項なし
事業・会計全般の概要把握	事業全般について法人会から説明を受け、助成金対象の事業の概要について把握する。 使用する会計ソフト、帳簿体系、資料の保存方法について法人会から説明を受け、会計全般について把握する。	小口現金の管理については、金種表の作成・保管が望ましい
公益目的事業実施の適切性	助成金の使途が全法連の支給目的に沿っていることを確かめる。 各事業が報告書の記載通り実施されていることと関連資料で確かめる。 各事業が「公益目的事業のチェックポイント」に沿って実施されていることと関連資料で確かめる。	特段の問題、指摘事項なし 総会議案書及び助成金実績報告書に記載の参加者数に、一部誤りが見受けられた
会計処理の適切性	計算書類等の承認手続きは適切か、監査は適切に行われているかを確かめる。 各科目は、「費用科目の取扱要領」に基づいて、正しく使用されているかを確かめる。 各科目は、個別事業との対応関係が正しくできているかを確かめる。 請求書、領収書等の証憑は適切に保管されているかを確かめる。	振替伝票の一部に、起票者・確認者の押印がされていなかった 特段の問題、指摘事項なし
配賦基準の合理性	共通費の事業費への配賦が合理的な基準によってなされているかを確かめる。	特段の問題、指摘事項なし
講評等		法人印について、使用に関する規定がなく、使用簿も作成されていないため、規定及び使用簿を作成することが望ましい。

令和4年9月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,200
(2)前月総会員数 〔賛助・特別・個人会員等含む〕	4,207
(3)増加数	7
(4)減少数	6
(5)差引	1
(6)当月総会員数 〔賛助・特別・個人会員等含む〕	4,208
(7)加入率	34.5%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,872
② 正会員以外の会員数(法人)	151
③ 正会員以外の会員数(個人)	185
合計・・・(①+②+③)	4,208

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組員数	260	
増加数	新規入会	0
	既存会員	0
減少数	2	
当月総組員数	258	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸奨	7
	② 転入	0
	③ 不明他	0
(3)合計・・・(①+②+③)	7	

(3)における会員種別増加数

① 正会員の増加数	4
② 正会員以外の会員(法人)の増加数	0
③ 正会員以外の会員(個人)の増加数	3
合計・・・(①+②+③)	7

減少数	① 転出	0	
	② 休業・廃業 (倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)	2	
	③ 所在不明	0	
	④ 会費未納会員の整理	0	
内訳	⑤ 脱会	(イ)メリットなし	2
		(ロ)営業不振	2
		(ハ)零細	0
		(ニ)不明他	0
		小計	4
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	6		

# 開催案内（案）

資料17

令和4年10月12日  
正副会長会資料  
令和4年10月 日

会長・副会長 様  
常任理事・理事 様  
監事 様

(公社)板橋法人会  
会長 平野 慎治

## 令和4年度 納税表彰式への参加について（案内）

時下、益々ご清栄のことと存じます。

さて、令和4年度 納税表彰式は、下記のとおりです。

ご多用のところ大変恐縮でございますが、万障お繰り合わせの上ご出席いただきたくご案内申し上げます。

なお、出欠のご連絡を、FAXで「法人会事務局」あて、10月25日までにお願い致します。

### 記

- 1 日 時 令和4年11月8日（火）
- 2 会 場 (1) 表彰式 午後4時 開式  
板橋区立文化会館 2階小ホール  
板橋区大山東町51-1
- (2) 祝賀会 午後5時30分  
板橋区立文化会館 4階大会議室
- 3 会 費 2,000円（当日、受付にて申し受けます）  
※祝賀会出席者のみ会費をいただきます。

== FAX 3964-2255 ==

「令和4年度 納税表彰式及び祝賀会」

【表 彰 式】に 出 席 ・ 欠 席 します

【祝 賀 会】に 出 席 ・ 欠 席 します

（どちらかに○印を付けて下さい。）

氏 名 \_\_\_\_\_